

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人高松市学校給食会（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第32条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、この法人の定款第26条の規定により置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、この法人の定款第12条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。

(報酬の額)

第3条 この法人の評議員には、定款第15条第1項の規定により、評議員会に出席したときには、1回につき6,500円の報酬を支給することができるものとする。

- 2 この法人の役員には、予算の範囲内において、理事会又は評議員会に出席したとき、及び監事が監事の職務に従事したときには、1回につき6,500円の報酬を支給することができるものとする。
- 3 この法人の役員及び評議員が、定款第45条の規定により設置する委員会に委員として出席したとき、及びこの法人が定款第4条の事業を推進するために開催する会合等に出席したときには、1回につき6,500円の報酬を支給することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育公務員特例法第2条に規定する校長及び教員又は地方公務員法第3条に規定する一般職の公務員の立場にある役員又は評議員が公務中に開催される理事会又は評議員会に出席した場合等には、報酬を支給しないものとする。

5 役員及び評議員には、前条第3号で規定する賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 前項の報酬は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、又は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行のために要する費用について支給することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条で規定する報酬を支給する役員及び評議員には、前項の費用は支給しないものとする。

(費用の支給方法)

第6条 役員及び評議員の費用については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。